

令和7年度 海外ビジネス展開支援補助金

第1期公募
のご案内

～第2期公募は令和7年8月下旬に行う予定です～

中小企業・小規模企業等の海外販路拡大等の取組を支援します！

【公募期間】 令和7年4月22日(火)～令和7年5月30日(金)

申請書は、必ず郵送にてご提出ください
《事務局への持ち込み不可》

※消印有効

【補助内容】

補助対象者	主たる事務所又は事業所が三重県内にある中小企業・小規模企業等 ※みなし大企業を除く
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助金限度額	100万円(上限)
※補助対象期間	交付決定日(7月上旬)～令和8年1月31日(土)

期間内に納品・支払の全てを完了する必要があります！

※「補助対象期間」について

前年度と同様に、令和7年7月上旬～令和8年1月31日(土)までに実施する事業を補助対象としますが、今年度は公募を2回(第1期と第2期)実施する予定です。
補助事業の実施期間と公募申請時期の詳細は「公募案内」の4ページをご確認ください。

【補助対象となる事業・経費】

補助対象となる事業：海外販路拡大等に向けて取り組む事業

補助対象となる経費：補助対象となる事業の実施に必要な次の費用

- ◇展示会・商談会等参加費 ◇海外旅費 ◇広報費(多言語) ◇委託費
- ◇借損料 ◇原材料費 ◇外注費 ◇翻訳通訳費 ◇輸送費

※補助対象経費の詳細は、公募案内、Q&Aをご確認ください。

《補助対象となる事業・経費の例》

- (1)海外に向けた販路を拡大するための展示会・商談会への出展・参加費、海外旅費、及び付随する通訳・翻訳費、越境ECサイト作成の広報費など
- (2)高度外国人材等の確保に向けたマッチングフェア等への参加費(展示会・商談会等参加費)、海外旅費など
- (3)海外向け新商品や包装パッケージの試作にともなうデザイン等を外部へ委託する外注費など

【申請に必要な書類】

- 交付申請書(第1号様式)
- 事業計画書(第1号様式の2)
 - 1 企業概要
 - 2 海外販路拡大等に係る計画内容
 - (1)海外販路拡大等に係る状況
 - (2)計画内容
 - (3)事業の成果目標
 - (4)実施スケジュール
 - (5)海外渡航計画

交付申請に必要な各様式等は、下記の三重県ホームページからダウンロードしてください。

URL:

<https://www.pref.mie.lg.jp/KIGYORI/HP/m0144800123.htm>

- 支出計画書(第1号様式の3)
※10万円以上の広報費(多言語)・委託費・外注費は、積算内訳の記載がある見積書の添付が必須です。
- 役員等に関する事項(第1号様式の4)
- 法人の場合は、履歴又は現在事項全部証明書。個人の場合は、住民票抄本。
※いずれの場合も交付申請日から6ヶ月前以内に発行のもの。写しで可。

【審査・評価基準】

公募期間に提出される全ての申請書について審査を行い、次の評価基準に基づいて、評価点の高い順に予算の範囲内で採択します。

企画性	海外ビジネス展開を図るために適切な目的であり、かつ効果が見込めるか
実現性	事業計画は具体的で、実現可能性が高いものとなっているか
合理性	事業費用の経費区分及び積算は、実施に必要なかつ適切であるか

令和2～3年度の「海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金」並びに令和4～6年度の「海外ビジネス展開支援補助金」に採択されていない申請者、及び今回が初めての申請者は、審査において加点措置します。

【注意事項】

- 他の補助金の交付を受けている事業と同一の内容は認められません。
- 申請書類の作成に当たっては、公募案内、Q&A、記載例を必ずお読みください。
⇒公募案内、Q&A、記載例は、上記URLからダウンロードできます。
- 補助事業に係る契約(発注)は、原則交付決定日(7月上旬予定)以降に限ります。
ただし、展示商談会等の日程等やむを得ない理由から交付決定日前に契約(発注・申込)が必要な場合は、下記までお問い合わせください。
- 補助対象経費は、補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものでなければ認められません。
- 不正または虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。

【申請書提出先・問合せ先】

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課 海外ビジネス展開支援補助金 係

電話:059-253-1281 ※平日午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)